



平成27年3月20日

関東森林管理局長  
志田 孝一 殿

関東森林管理局入札等監視委員会  
委員長 紺 正行



再苦情申立てについて（意見書）

平成27年3月6日付け26関企第114号をもって審議依頼のあった平成27年2月24日付け株式会社林産商会 代表取締役 和氣正典からなされた指名停止措置に係る再苦情申立について、当委員会として別紙のとおり意見書を作成しましたので報告します。



## 意見書

### 第1 結論

平成27年2月24日付けで株式会社林産商会 代表取締役 和氣正典（以下「申立人」という。）から提出された再苦情申立については、これを棄却することが相当である。

### 第2 申立人の主張

本再苦情申立は、申立人と関東森林管理局塩那森林管理署長が契約した「平成26年度景観形成伐採事業」において、事業区内の保残木を誤って伐採したことに対する指名停止（1ヶ月）措置を不服として申立があつたものである。

再苦情申立書に記載する申立人の主張は、①「現地説明の際、監督職員と現場代理人が一切会話をしていないことで行き違いが生じ誤伐につながったものであり過失ではないこと」、②「提出した始末書は事実誤認であること」、③「塩那森林管理署次長は、現場代理人に対して誘導尋問を行ったこと」、④「塩那森林管理署の事業箇所の区域表示がきちんとされていないこと」、⑤「塩那森林管理署は顛末の説明に代表取締役を名指しで呼びつけたこと」の5点である。

### 第3 当委員会の判断理由

1 ①の主張については、現地説明には現場代理人のほか、代表取締役が立会しており、少なくとも代表取締役は監督職員の説明内容を理解していたと認められる。

申立人は、現地説明の際に監督職員と現場代理人が一切会話をしなかったことで行き違いが生じたと主張するが、請負者である代表取締役は、現場代理人に対して適切な指導を行い、契約を適切に履行すべき立場にあり、現場代理人が保残すべき立木を伐採したことは、代表取締役の指導不足によることが明らかで、請負者の過失にほかならない。したがって、保残木を誤って伐採したという行為が動かしがたい以上、指名停止措置は妥当と判断する。

2 ②、③、④及び⑤の主張については、再苦情申立の不服事項が「指名停止（1ヶ月）措置」にあり、指名停止の理由となった誤伐の発生とは何ら関係のない主張であることから、当該申立については却下することが妥当と判断する。

### 第4 付帯意見

1 契約の履行に係る請負者又は請負者の現場代理人（以下「代理人等」という。）に対する監督職員の指示、承諾及び協議については、監督職員と代理人等との間で齟齬をきたすことのないよう、その都度、双方が書面により確認を行い記録として残すなど、適切な対応を図るよう指導の徹底を行うこと。

2 請負契約の履行に係わって不適切な事案が生じた場合に徵収する始末書については、  
相手方に誤解を生じさせぬよう事実関係等の必要事項の記載にとどめるなど、そのあり方を含め検討を行うこと。

以上